


「西宮市社会資源情報サイト（にしま～れ）」バナー広告募集要項

「西宮市社会資源情報サイト（にしま～れ）」にバナー広告を掲出する事業者を次のとおり募集します。

1. システム概要

名称	西宮市社会資源情報サイト（にしま～れ）
掲載ページ	サイトトップページ下部 https://chiiki-kaigo.casio.jp/nishinomiya/
内容	活動内容や住所等の条件から、市内の地域活動や相談窓口、生活支援等の様々な社会資源情報が検索できるサイト
特徴	市内の社会資源情報が分野を問わず 600 件以上収録されており（サロン活動・西宮いきいき体操・子ども食堂）、幅広い世代に活用いただいています。
稼働時間	24 時間
アクセス件数	約 16 万件（令和 5 年度累計） ※あくまで参考値であり、アクセス件数を保証するものではありません。

2. 募集内容

掲載位置	 <p>※サイトトップページ下部に掲載します。 （活用の多い「住所から検索」タブの下部。）</p>
掲載枠数	4 枠 ※掲載位置の指定はできません。また、枠数を変更する場合があります。
1 ヶ月の掲載料	1 枠：4,000 円（税込）※消費税率 10%
掲載規格	画像形式 JPEG、PNG 画像サイズ 縦 149 ピクセル×横 285 ピクセル 150KB 以内 ※ 画像サイズはあらかじめ調整しておくこと。
掲載期間	令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月までの任意の月 ※ 1 ヶ月単位で、最長 3 ヶ月間掲載可能。
特典	西宮市ホームページ内のバナー広告実績欄に事業者名を掲載します。 掲載ページ「西宮市社会資源情報サイト（にしま～れ）」バナー広告主を募集 （ページ番号：25516199）

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たすこと

- (1) 協定を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないものでないこと
- (2) 国税及び市税の未納がないこと
- (3) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者、その他反社会的団体及び特殊結社などの構成員ではないこと
- (4) 広告掲載に関して、市の指示に従うこと

4. 掲載できない広告

西宮市広告掲載要綱第2条及び西宮市広告掲載基準第4条、第5条及び第8条に該当する広告は掲載できません。

5. 申込方法等

(1) 申込期間

令和6年11月1日（金曜）午前9時より受付開始（先着順）。

なお、開始日以降は随時募集いたします。

掲載希望月の前月の1日【必着】までに必要資料を作成の上、末尾の申込先へ持参、郵送またはメール送信してください。

※広告掲載案の電子データは、下記 E-mail 宛に提出してください。

- ・ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日及び月曜から金曜の午前12時から午後1時を除く）の間にお持ちください。
- ・ 郵送またはメールの場合は、申込者にて到着（受信）確認をしてください（郵送の場合は書留郵便を利用するなどしてください）。

(2) 必要書類

① <様式1> 広告掲載申込書

② <様式2> 誓約書（署名または記名押印）

※メール申込の場合の提出は写し。広告掲載決定時に原本を提出していただきます。

③ 広告掲載案（データ提出のみ）

※「西宮市ホームページ広告バナー作成ガイドライン」に従って作成してください。

6. 可否決定、決定通知の流れ

- (1) 内容審査後、先着順で選定
- (2) 広告掲載の可否に関わらず結果を申込者に通知
- (3) 広告掲載可の決定を受けた者は、掲載内容を記載した承諾書の提出を行う

7. 広告料

市が指定する期日（前納）までに、一括で納入してください。

8. 広告内容の修正・停止・取消

以下の場合、広告の修正や掲載の停止又は取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がない場合
- (2) 指定する期日までに広告データの提出がない場合

- (3) 広告掲載場所を市の上承なく無断で第三者に譲渡又は転貸した場合
- (4) 虚偽等不正な手段で広告事業者となった場合、又は広告掲載条件に違反した場合
- (5) 広告の内容等の変更に広告事業者が応じない場合
- (6) 本市の名誉、又は信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (7) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告事業者・広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (8) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき

9. 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、広告主等の責任及び負担において解決していただきます。

10. 申込・問合せ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号（本庁舎 3 階）

西宮市健康福祉局福祉総括室地域共生推進課

電話：0798-35-3286

E-mail：yo_chiikikyosei@nishi.or.jp